教職員の負担軽減に関する項目

勤務時間短縮については、平成22年10月より、これまでの１日８時間の勤務時間を７時間45分と短縮したところ。

教職員の働き方改革に向けての取組みについては、「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱」を令和２年４月１日に施行したところであり、これに基づく取組みを進めていく。

　また、「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づく教職員の働き方改革についても、着実に実施していきたい。

教職員の福利厚生に関する項目

臨時的任用職員は、令和２年度以降、任用の日から組合員資格を取得してきたが、今般の法改正により、健康保険部分は変わらないが、年金は、共済組合の適用対象外となり、日本年金機構の一般厚生年金に加入している。

　共済組合の地共済厚生年金と日本年金機構の一般厚生年金は、掛金率や支給要件は同じで、法改正により、不利益が生じることはない。

教職員の負担軽減に関する項目

同じ障がい種別８人までを１学級とする支援学級の編制基準の見直しについて、引き続き国に対して要望していく。

　障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、市町村教育委員会と連携していく。

教職員定数については、国において措置される定数を最大限確保し、各学校が抱える教育課題に対し、重点的・効果的な教職員の配置に努めていく。